

**表** 高額介護サービス費の利用者の所得と利用者負担上限額（平成 27 年度 介護報酬改定）

| 区 分         | 利用者の所得                                  | 利用者負担上限額                     |
|-------------|---|------------------------------|
| 利用者負担第 1 段階 | 生活保護受給者等                                | 15,000 円                     |
| 利用者負担第 2 段階 | 市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の者 | 15,000 円（個人）<br>24,600 円（世帯） |
| 利用者負担第 3 段階 | 市町村民税世帯非課税で第 2 段階以外の者                   | 24,600 円（世帯）                 |
| 利用者負担第 4 段階 | 市町村民税本人非課税者・市町村民税本人課税者                  | 37,200 円（世帯）                 |
| 利用者負担第 5 段階 | 利用者負担第 1 段階から第 3 段階以外で現役並み所得            | 44,400 円                     |

高額サービス費の支給対象者には、サービスを利用した月から 2 ヶ月後に、市区町村から連絡がくる。通知が届き次第、介護保険課で申請する。